



NEWS RELEASE

2021 年 6 月 16 日

「解約返戻金抑制型医療保険」の改定と新特約の販売開始について

フコクしんらい生命保険株式会社（本社：東京都新宿区西新宿 8-17-1、社長：櫻井健司）は、2021 年 7 月 2 日より、「解約返戻金抑制型医療保険」を改定するとともに、新特約を販売開始いたします。

入院期間の短期化、退院後の通院治療の増加がみられる一方で、特定の疾病においては入院が長期化する傾向にあるなど、医療事情も変化しています。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴い、感染症への不安も高まっています。

こうした状況を踏まえ、長らくご好評をいただいております本商品を改定するとともに、特定の疾病・感染症を手厚く保障する特約をはじめ、今の時代にフィットする様々な特約を新たに開発いたしました。

当社では今後とも、お客さまにご理解いただきやすく、安心してご加入いただける商品を提供してまいります。

商品改定のポイント

（１）主契約のさらなる充実と保険料の引き下げ

- ・ 特定 8 疾病または特定 3 疾病による入院を支払日数の限度なく保障する「特定 8 疾病入院無制限特約」「特定 3 疾病入院無制限特約」、入院時の手術保障等を増額する「入院時手術給付金等増額特約」を新設しました。
- ・ よりご加入いただきやすくなるよう保険料を引き下げました。

（２）多様なニーズにお応えする特約の新設・改定

- ・ 特定 8 疾病または新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を含む特定感染症での入院時に、主契約に上乗せして入院給付金をお支払いする「特定 8 疾病・特定感染症入院特約」を新設しました。
- ・ 特定 3 疾病により入院されたとき、一時金をお支払いする「特定 3 疾病給付金特約」や、後の保険料のお払込みを不要とする「医療保険用保険料払込免除特約」を新設しました。
- ・ 退院後の通院を保障する「退院後通院特約」を新設しました。

商品改定の概要

(1)主契約のさらなる充実

■ 「特定8疾病入院無制限特則」「特定3疾病入院無制限特則」の新設

特定8疾病^{※1}（特定3疾病^{※2}）による入院の時、日数の限度を設けずに給付金をお支払いします。

特則	疾病入院給付金の支払限度
特定8疾病入院無制限特則 (特定3疾病入院無制限特則) を付加した場合	特定8疾病（特定3疾病）による入院について、1回の入院についての支払限度（30日・60日・120日）や通算支払限度（1,095日）を超えて疾病入院給付金をお支払いします。

※1 特定8疾病とは、「がん(上皮内がんを含む)、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患・大動脈瘤等、腎疾患、肝疾患、脾疾患」をいいます。

※2 特定3疾病とは、「がん(上皮内がんを含む)、心疾患、脳血管疾患」をいいます。

■ 「入院時手術給付金等増額特則」の新設

入院中の手術給付金等について、入院給付金日額の10倍から20倍に増額してお支払いします。

給付金の種類	手術給付金等のお支払額 (入院給付金日額に対する倍率)	
	特則を付加した場合	特則なしの場合
手術給付金（外来の手術）	5 倍	5 倍
（入院中の手術）	20 倍	10 倍
放射線治療給付金	20 倍	10 倍
骨髄移植治療給付金	20 倍	10 倍
先進医療定額給付金	10 倍	10 倍
骨髄ドナー給付金	10 倍	10 倍

(2)多様なニーズにお応えする特約の新設・改定

■ 「特定 8 疾病・特定感染症入院特約」の新設

特定 8 疾病または新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) を含む特定感染症による入院保障を主契約に上乗せして、入院給付金をお支払いします。

お支払いする給付金	お支払事由	お支払いする額
特定 8 疾病・ 特定感染症入院給付金	特定 8 疾病または特定感染症※ により 1 日以上入院されたとき	入院日数5日以内 ：入院給付金日額×5 入院日数6日以上 ：入院給付金日額×入院日数

※対象となる「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、「感染症法」といいます。)に規定されている、一類感染症、二類感染症、三類感染症および指定感染症をいいます。新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) は、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症として位置づけられている間は「特定感染症」に含みます。

■ 「特定 3 疾病給付金特約」の新設

特定 3 疾病により 1 日以上入院されたとき、特定 3 疾病給付金をお支払いします。

お支払いする給付金	お支払事由	お支払いする額
特定 3 疾病給付金	特定 3 疾病※により1日以上入院されたとき	特定 3 疾病給付金額 (最高400万円)

※がん（上皮内がんを含む）は責任開始期からその日を含めて 90 日間免責

■ 「医療保険用保険料払込免除特約」の新設

特定3疾病により1日以上入院されたとき、以後の保険料払込が不要となります。

免除事由
保険料払込期間中に特定3疾病※により1日以上入院されたとき

※がん（上皮内がんを含む）は責任開始期からその日を含めて90日間免責

■ 「退院後通院特約」の新設

退院後180日以内に通院されたとき、通院日数に応じた通院給付金をお支払いします。

お支払いする給付金	お支払事由	お支払いする額
通院給付金	給付金支払対象となる入院と同一の疾病または傷害の治療を目的とした通院をされたとき	通院給付金日額×通院日数 (1回の入院につき最大30日)

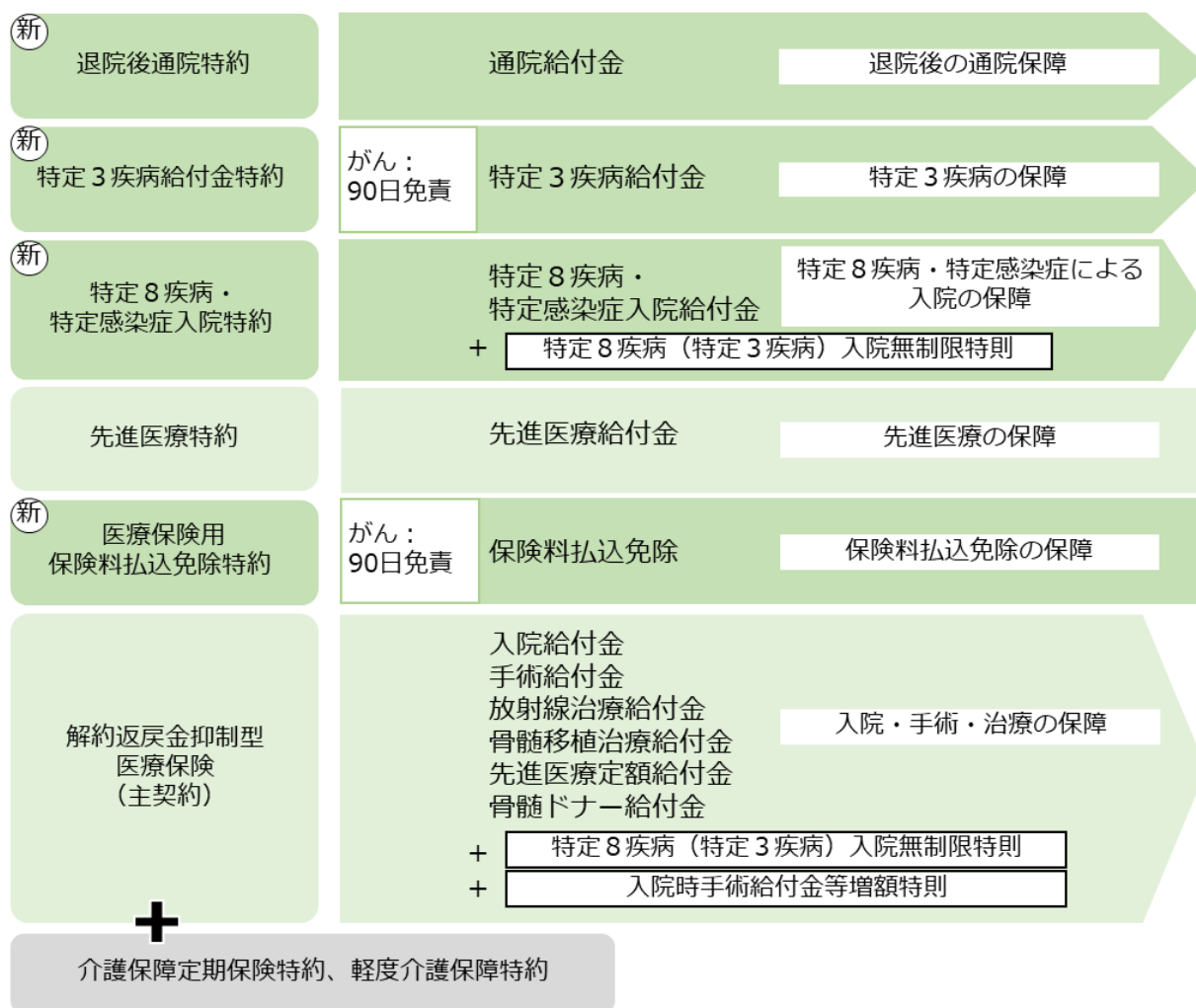
■ 「先進医療特約」の改定

先進医療による療養を受けたときに先進医療の技術費をお支払いする先進医療特約について、先進医療給付金の通算限度額を1,000万円から2,000万円に拡充し、保険期間を5年から10年に拡大します。

なお、通算限度額の拡充はすでにご加入いただいている契約にも遡及して適用し、保険期間の拡大は更新時に適用します。

お支払いする給付金	お支払事由	お支払いする額
先進医療給付金	所定の先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術にかかわる費用の額(通算 2,000万円 を限度)

<しくみ図>



<主契約保険料例>

設例：入院給付金日額 5,000円 60日型 口座振替月払 （特則、特約なし）

保険期間：終身 保険料払込期間：終身払

性別	被保険者年齢	保険料	(参考) 改定前保険料 との比較	性別	被保険者年齢	保険料	(参考) 改定前保険料 との比較
男性	0歳	795円	86.4%	女性	0歳	815円	84.9%
	20歳	985円	88.7%		20歳	1,160円	91.3%
	40歳	1,760円	91.2%		40歳	1,650円	88.5%
	60歳	3,705円	88.4%		60歳	3,185円	85.7%
	80歳	7,650円	75.9%		80歳	6,940円	80.2%

※その他当社所定の条件がございますので、詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。

<取扱条件>

保険種類	保険期間	保険料払込期間	契約年齢
解約返戻金抑制型医療保険 (主契約)	終身	終身・歳満了 (60,65,70,75,80,85 歳)	0 歳 (生後 15 日以上)～ 80 歳
特定 8 疾病・特定感染症入院特約	終身	主契約の 保険料払込期間と同一	
特定 3 疾病給付金特約			
退院後通院特約			
先進医療特約	5,10 年	保険期間と同一	
医療保険用保険料払込免除特約	主契約の 保険料払込期間と同一	—	
軽度介護保障特約 介護保障定期保険特約	【年満了】 5,10,15,20,25,30 年 【歳満了】 55,60,65,70,75,80,85 歳	保険期間と同一	20 歳～ 80 歳

※代理店により、一部取扱いできないもしくは取扱い範囲が異なります。

※この資料は商品の概要を説明したものです。保険募集を目的としたものではありません。ご検討に際しては『商品パンフレット』や重要事項を説明した書面である『契約締結前交付書面（ご契約の概要・注意喚起情報）』を必ずお読みください。また、ご契約の際には『ご契約のしおり・約款』を必ずお読みください。

以上

募 AG0621032 (21. 06)